

かぶろう、 安全なミライへ。

SAGA BLUE PROJECTアンバサダー
(サガン・リレーションズ・オフィサー)

高橋 義希

自転車保険に加入しましょう！



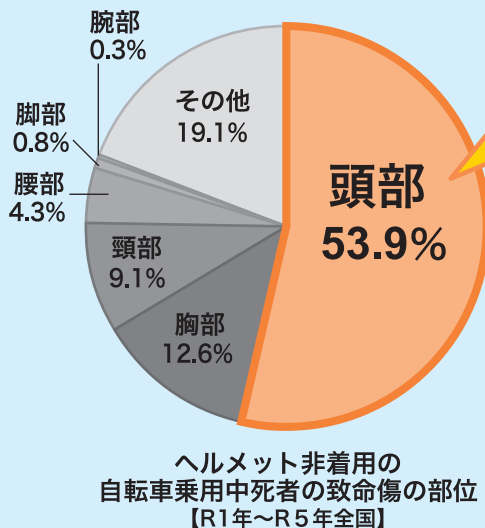
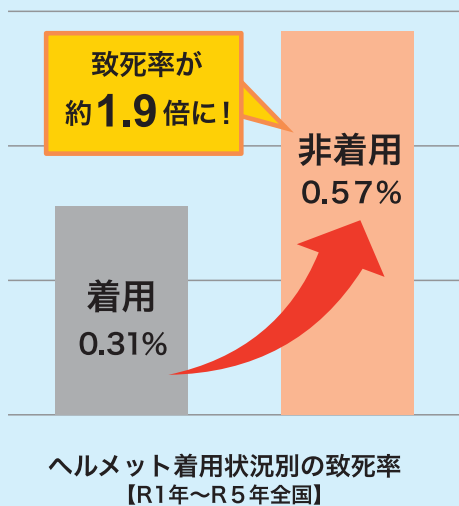
令和3年7月から佐賀県では、条例により自転車保険への加入が努力義務となっています。
万が一の事故に備え、自転車保険に加入しましょう。

ヘルメットをかぶりましょう！



自転車に乗るすべての方の着用が努力義務です。
運転者はもちろんのこと、運転者は同乗者にもヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

大人も子どもも着用しよう / 命を守るヘルメット



非着用時の致命傷部位の約**5**割が頭部!

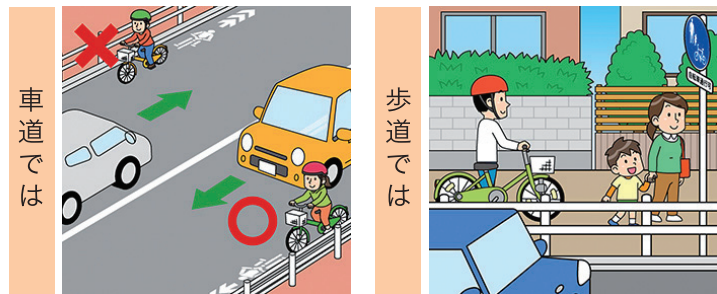
自転車利用者はヘルメットを着用するよう努めなければなりません。大切な命を守るため、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

※「その他」とは顔部、腹部等

出典：警察庁データ（2019～2023）より

自転車は車両です。 みんなで守ろう！自転車安全五則 /

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



- 車道が原則
- 歩道は徐行
- 車道では左側を通行
- 歩行者優先

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



- 交差点では信号を守る
自転車は対面の信号機の指示に従わなければなりません。
- 一時停止で安全確認
一時停止のある交差点では、必ず一時停止をして、安全を確認してから進行しましょう。

例外的に歩道を通行できる場合

- ① 歩道に『普通自転車歩道通行可』の標識・標示があるとき
- ② 運転者が、子ども（13歳未満）や高齢者（70歳以上）、体の不自由な方
- ③ 安全に通行するためにやむを得ないとき

3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメット着用

交通ルール・マナーを守って楽しく自転車に乗りましょう。

自分にあったデザインを選ぼう!



スポーツタイプや帽子一体型など、様々な種類があります。自分に合ったヘルメットを選び、正しく着用しましょう。

※ヘルメットはJAF佐賀支部提供

ヘルメットに合う！
試したくなる
ヘアアレンジ
動画はコチラ →

令和6年11月1日
道路交通法改正
～自転車運転中の新たな罰則～

ながらスマホ 酒気帯び運転

罰則強化!